

地区財務委員会規程

第1条 名称

当委員会は「地区財務委員会」と称する。

第2条 目的と役割

当委員会は、ガバナーおよび会計長と密接に協力しながら、地区資金の監督、地区予算の作成、地区賦課金の検討、年次財務報告をサポートし、地区財務の継続性と透明性を保つことを目的とする。

また、年度終了後に会計業務に関する資料の引継ぎが速やかに行われるよう必要かつ適切なサポートを行う。

第3条 委員会の構成

当委員会は、会計長を委員長とし、次年度地区会計長と前年度地区会計長の3名で構成する。

また、ガバナー経験者の中からカウンセラー1名を置き、任期は3年とするが本人の同意があれば最長5年まで延長することができる。

第4条 会計長の資格

会計長は、公認会計士や税理士等の資格を有する者が望ましいが、会計業務に習熟した者でガバナーが適任と判断した者を選任することを妨げない。

第5条 カウンセラーの資格と役割

カウンセラーは、公認会計士や税理士等の資格を有するパストガバナーが望ましいが、会計および監査業務に従事した経験がある者等適性があるとガバナーが判断した者をガバナー経験者の中から選任することができる。

但し、カウンセラーは、会計長が取り扱う会計業務の円滑化と明朗化を指示し、当委員会の会議に出席しなければならない。

第6条 委員長の責務

1 定例委員会の招集と開催

委員長は原則として年4回の定例委員会を招集する。

- ・ 第1回（7月）：新年度体制の確認と引継ぎ資料等の確認
- ・ 第2回（8月）：前年度財務報告と会計監査に関する確認
- ・ 第3回（12月）：次年度予算案の検討

（ガバナーおよび地区幹事の出席を必要とし、ガバナーが

指名する者の出席も認める。)

- ・ 第4回(3月) : 地区大会で承認を受ける財務報告等の再確認
- 2 委員長またはカウンセラーの判断で必要に応じ上記以外の臨時委員会を招集することができる。
 - 3 オブザーバーの出席
委員長は、必要に応じて上記委員会に委員会以外の会員や有識者の出席を求める事ができる。
なお、当該年度ガバナーおよび地区幹事は上記全ての委員会に出席することができる。

第7条 会計長の責務

1 予算案の作成

当該年度地区幹事およびガバナーが指名する者とで予算案を取りまとめ、財務委員会の審議を経てガバナーが指定する期日までガバナーに提出しなければならない。

なお、ガバナーが承認した予算案は以後次の手続きを経て最終承認される。

- ・ ガバナー諮問委員会への報告と意見等聴取(原則1月)
- ・ 地区チーム研修セミナーでの提示(原則2月)
- ・ PETSにて最終予算案の提示(原則3月)
- ・ 地区研修・協議会(会長部門会)で承認

2 地区賦課金の設定と変更

予算案作成の過程で地区賦課金の設定に変更が必要となった場合は、当該年度ガバナーと協議の上速やかに国際ロータリー細則に基づき、所定の手続きを経て変更する。

3 日常業務

会計長は地区資金会計の日常処理に関して、ガバナー事務所担当者にメールまたは電話で適切な指示および指導を行い、概ね3ヶ月に1回はガバナー事務所を訪問して会計帳簿、証憑および預金通帳等の会計に関する諸資料の状況を確認しなければならない。

4 地区大会等分担金特別会計に関する事項

地区大会等分担金特別会計に関しては、日常の会計処理等を円滑に行うため、地区大会の企画運営等を担当するホストクラブが選任した会計責任者を選任する。

当該会計責任者は原則として会計長およびクラブ会計以外の者を選任し、会計長およびガバナー事務所担当者と密接に連携して予算案の作成や日常業務を行う。

当該会計責任者は地区大会終了後速やかに帳票類を整理し、原則として翌年度の7月末までに収支報告書とともに会計長に提出しなければならない。

5 業務の報告と引継ぎ

会計長はガバナー年度終了後速やかに決算を行い、原則として7月末までに監査を受けるためのすべての帳票類を整備し、監査人に提示しなければならない。

また、次年度会計長に引き継ぐ預金通帳等に関しても同様とする。

6 財務（決算）報告

会計長は監査人の監査報告書及びとともに財務報告書をガバナー月信に掲載する等の方法により年度終了後の9月末までに地区内全クラブに配布しなければならない。財務に関する帳票等の保存期間は別途定める内規による。

第8条 監査

会計長は別途定める「地区監査委員会規程」に基づき、年次財務報告に関する監査を受けなければならない。

第9条 会計処理等に関するルールの整備

委員会は日常の会計処理および予算書や決算書作成に関するマニュアルを検討整備し、継続して適正な会計処理と予算書ならびに決算書が作成されるよう努めなければならない。

第10条 規程の改定

本規程の改定は、地区戦略計画委員会と当委員会の協議の上、適用される年度のガバナーの承認により発効する。

本規程は2023年2月3日から発効し、2022-2023年度地区会計から適用する。